

ひまわりカード規約（平成17年12月26日改定）

第1条（カードの利用申込）

保険契約者または普通保険約款の規定による年金受取人もしくは据置払保険金等の受取人（以下「契約者等」といいます。）は、太陽生命保険株式会社（以下「当社」といいます。）の定めるところにより、保険契約の申込時または、締結後ひまわりカード（以下「カード」といいます。）の利用を申し込むことができます。この場合、契約者等は、暗証番号の届け出と送金指定口座（当社指定金融機関等本人口座に限るものとし、以下「指定口座」といいます。）を登録することを要します。

ただし、契約者等の生年月日、電話番号、カード番号または同数字等他人が容易に推測できる番号を暗証番号に設定することはできません。この場合、当社が仮暗証番号を設定し、契約者等に書面で通知します。

第2条（カードの貸与）

当社は、カードの利用を承諾した場合に契約者等1名に対しカード1枚を貸与し、カードの貸与を受けた契約者等（以下「カード利用者」といいます。）がカードを利用することができます。

第3条（カードの機能）

カード利用者は、当社の定めるところにより、カードを使用して、普通保険約款および特約条項ならびに保険金据置取扱条項（以下「約款」といいます。）の規定に定めるつぎの取引を行うことができます。

- （1） 約款の規定による契約者貸付の請求
- （2） 約款の規定による契約者貸付元利金の返済
- （3） 約款の規定による積立契約者配当金の支払請求
- （4） 約款の規定による据置払保険金等の支払請求
- （5） その他当社の定める取引

第4条（利用対象契約）

1. 同一のカード利用者に属する保険契約については、すべてカードの機能を利用する保険契約（以下「利用対象契約」といいます。）とします。
2. 利用対象契約が当社の定める範囲を超えた場合は、第5条および第6条の利用対象契約は、カード利用者が指定して当社に通知した保険契約とします。

第5条（当社窓口での取扱）

1. カード利用者は、カードを当社の指定した窓口に提示し、届出の暗証番号を入力することにより、利用対象契約について、第3条の諸取引のうち当社の定める取引ができます。

この場合、当社の定めるところにより、約款に定める必要書類の提出、手続きの全部または一部を省略することができます。

2. 前項の取引は、当社の定める営業時間内に限ります。

第6条（現金自動取引機による取扱）

1. カード利用者は、当社の現金自動取引機（当社が指定した提携先の現金自動取引機を含みます。以下「取引機」といいます。）を設置した場所においては、取引機の画面表示等の操作手順に従って、取引機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額等を入力することにより、利用対象契約について、第3条の諸取引（ただし、第2号から第5号までについては、当社が指定した取引機に限ります。）ができます。

この場合、約款に定める必要書類の提出、手続きは不要です。

2. 取引機による取引額の単位、1回および1日あたりの限度額ならびに取扱時間は、当社の定める範囲内とします。
3. 故障などにより、取引機での取り扱いができないときは、第5条、第7条または第8条の定めるところにより取り扱います。
4. 提携先の取引機において第1項に定める取引（ただし、契約者貸付元利息の返済を除きます。）を行った場合、所定の利用手数料が必要です。この場合、当社はカード利用者が第1項に基づいて取引した金額と利用手数料の合計金額を取引金額とします。
5. 提携先の取引機では、当社の定めるところにより、第1項に定める取引を行う保険契約を自動的に指定するものとします。

第7条（電話による取扱）

1. カード利用者は、電話と音声応答装置を使用して、音声による指示に従い、届出の暗証番号、当社指定のカード番号およびその他所定の内容を送信する方法で、利用対象契約について、当社の定めるところにより、第3条第1号および第3号から第5号までの取引ができます。（以下「電話による取引」といいます。）

この場合、約款に定める必要書類の提出、手続きは不要です。

2. 当社が請求内容受信終了の合図として請求内容を通知し、これに対してカード利用者が所定の方法で確認したときに請求内容が確定し、かつ取引が開始されたものとします。また、当社が請求内容を通知しない場合、またはカード利用者が通知された請求内容を確認しない場合には、当該請求はなかったものとします。
3. 電話による取引で、当社がカード利用者に金銭を支払うときは、指定口座に振込む方法によって行います。振込みが不能な場合は当社の定めるところにより取り扱います。
4. 電話による取引の支払額の単位、1回および1日あたりの限度額ならびに取扱時間は、当社の定める範囲内とします。
5. 当社は、電話による取引の後、取引内容についてカード利用者に書面で通知します。

6. 故障などにより、電話による取引ができないときは、第5条、第6条または第8条の定めるところにより取り扱います。
7. 電話回線等の障害により電話による取引が遅延し、または不能になった場合には、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。
8. 電話回線等の通信経路において、盗聴等がなされたことによりカード利用者の暗証番号、取引情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

第8条（インターネットによる取扱）

1. カード利用者は、インターネットに接続されたコンピュータ端末等から当社インターネットホームページにアクセスし、その指示に従い、届出の暗証番号、当社指定のカード番号およびその他所定の内容を送信する方法で、利用対象契約について、第3条第1号および第3号から第5号までの取引ができます。（以下「インターネットによる取引」といいます。）
この場合、約款に定める必要書類の提出、手続きは不要です。
2. 前項に定めるほか、前条第2項から第8項の規定を準用します。この場合、前条の「電話による取引」は「インターネットによる取引」と、「第8条」は「第7条」と読み替えます。

第9条（契約者貸付の取扱）

1. 契約者貸付制度がある生命保険契約について、カード利用者が契約者貸付を受ける場合には、次のとおり取り扱います。
 - (1) 契約者貸付金（以下「貸付金」といいます）の利息は当社の定める利率で計算します。
 - (2) 保険契約者が貸付を追加して受ける場合、当社は追加貸付金と既貸付元利金を合算のうえ、新たな貸付金として取り扱います。
 - (3) 保険契約者は、貸付金の全額または一部を保険期間中はいつでも返済することができます。この場合、1年未満の期間についての利息は、日割で計算します。
 - (4) 利息は貸付日から1年経過ごとに払込んでください。利息の払込みがない場合は、貸付応当日に利息を元金に繰り入れます。
 - (5) 変額保険の場合は、前号は適用せずに毎年の貸付応当日に利息を元金に繰り入れます。
 - (6) 当社は、毎年1月および7月の最初の営業日に利率の見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化その他相当の事由がある場合に、その利率を変更することがあります。利率を変更する場合、1月の見直しのときは4月1日から、7月の見直しのときは10月1日から、既貸付および新たな貸付に対し変更後の利率を適用します。
2. 第16条の規定によりカードが無効および利用停止となる場合で、契約者貸付の残高があるときには、貸付金の全額が返済されるまで、引き続き前項の規定が適用されます。

第10条（暗証照合等）

1. 当社は、第5条に定める方法により、カードを確認し、端末に入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ、取引を行います。この場合、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗難、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。
2. 当社は、取引機の操作の際に使用されたカードの電磁的情報が、当社がカード利用者に交付したカードの電磁的情報と一致すること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当社所定の方法により確認のうえ、第6条に定める取引を行います。この場合、カードまたは暗証番号につき事故があっても、そのために生じた損害については、第12条、第13条に定める場合を除き、当社は責任を負いません。
3. 当社は、第7条および第8条に定める方法により、当社に送信された暗証番号およびカード番号と、届出の暗証番号および当社指定のカード番号との一致を確認した場合は、当該請求をカード利用者本人の請求とみなし、取引を行います。この場合、暗証番号およびカード番号に不正取得、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

第11条（カード・暗証番号の管理等）

1. カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、不定期的または一定期間ごとに変更し、他人に知られないよう管理してください。
2. カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、カード利用者は、すみやかに当社へ通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる取引停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、第12条、第13条に定める場合を除き、当社は責任を負いません。
3. カードの盗難にあった場合には、当社所定の届出書を当社に提出してください。

第12条（偽造カード等による引出し） 偽造・盗難カード被害への対応について

1. 第6条に定める取引における偽造または変造カードによる不正な引出しについては、カード利用者の故意による場合または当該引出しについて当社が善意かつ無過失であって、カード利用者に重大な過失があることを当社が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。
この場合、カード利用者は、当社所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当社の調査に協力するものとします。
2. 前項は、第10条第1項および第3項により、当社窓口、電話およびインターネットによる取引でなされた引出しには適用されません。

第13条（盗難カードによる引出し） 偽造・盗難カード被害への対応について

1. カードの盗難により、第6条に定める取引において、他人に当該カードを不正使用され生じた引出しについては、次の各号のすべてに該当する場合、カード利用者は当社に対して本条第2項に定める補てん対象額の請求をすることができます。
 - (1) カードの盗難に気づいてからすみやかに、当社への通知が行われていること
 - (2) 当社の調査に対し、カード利用者より十分な説明が行われていること
 - (3) 当社に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
2. 前項の請求がなされた場合、当該引出しがカード利用者の故意による場合を除き、当社は、当社へ通知が行われた日の30日（ただし、当社に通知することができないやむを得ない事情があることをカード利用者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた当該引出しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該引出しが行われたことについて、当社が善意かつ無過失であり、かつ、カード利用者に過失があることを当社が証明した場合には、当社は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
3. 前2項の規定は、第1項にかかる当社への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な引出しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
4. 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当社が証明した場合には、当社は補てん責任を負いません。
 - (1) 当該引出しが行われたことについて当社が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A カード利用者に重大な過失があることを当社が証明した場合
 - B カード利用者の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合
 - C カード利用者が被害状況についての当社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - (2) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じ、または、これに付随してカードが盗難にあった場合
5. 本条は、第10条第1項および第3項により、当社窓口、電話およびインターネットによる取引でなされた引出しには適用されません。

第14条（カードの紛失、届出事項の変更等）

カードを紛失した場合または氏名、暗証番号、その他の届出事項に変更があった場合には、直ちにカード利用者から当社所定の方法により当社に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

第15条（カードの再発行）

カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当社所定の手続をした後に行います。

第16条（カードの無効、利用停止等）

1. つぎの各号のいずれかの事由に該当した場合には、カードを無効とし、取り扱いを廃止します。
 - (1) カード利用者が、書面によりこのカード規約による取り扱いの停止を申し出たとき。
 - (2) カード利用者を契約者等とする利用対象契約がすべて消滅し、または、契約者等の変更等により利用対象契約からすべて除かれ、当社の定める期間が経過したとき。
 - (3) カード利用者がカードの改ざんまたは不正使用を行ったとき。
 - (4) カード利用者が死亡したとき。
 - (5) その他、本規約に違反した場合等、カード利用者の取り扱いが、本規約に照らし不相当と当社が認めたとき。
2. 前項の1つでも該当した場合、当社からの請求があり次第、直ちにカード利用者はカードを当社へ返却するものとします。
3. 第1項のほか、カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当社が判断した場合、カードの利用を停止することがあります。この場合、当社所定の本人確認資料等の提示を受け、当社がカード利用者本人であることを確認できたときに停止を解除します。

第17条（カードの譲渡、質入等の禁止）

カードは、カード利用者に関し限り使用できるものとし、カード利用者は、第三者に譲渡、貸与、質入または担保として提供することはできません。

第18条（保険契約の追加等の場合の取扱）

1. カード利用者が新たに当社と保険契約を締結した場合（保険金等の据置払を選択した場合および保険契約者変更等により新たに契約者等となる場合を含みます。）、契約者等の氏名、性別、生年月日および住所が同一であれば、当該契約を利用対象契約に追加します。
2. 前項の場合、当社は追加となった保険契約について、カード利用者に関し書面で通知します。

第19条（複数の利用対象契約がある場合の取扱）

1. 複数の利用対象契約があるカード利用者が、第6条第1項または第7条第1項に定める取引を行う場合、複数の利用対象契約についての取引を同時に行うことができます。
2. 前項の場合、取引を行う利用対象契約の指定は、当社所定の順序で行うものとします。

第20条（特典の提供）

当社はカード利用者に対して、当社の定める特典を提供することがあります。

第21条（情報の利用）

1. 当社はカード利用者について、保険契約の内容、ひまわりカード入会申込書記載事項その他本規約に基づく取引の過程で知り得た個人情報を以下の利用目的達成に必要な範囲で取り扱います。
 - (1) 各種保険契約の引き受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い
 - (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスの案内・提供、契約の維持管理
 - (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - (4) その他保険に関連・付随する業務

第22条（規約の改定、廃止、補充）

1. この規約が改定（廃止を含みます。）された場合、当社は改定内容および改定日を通知、当社店頭表示または当社ホームページ上への掲載等により公表します。この場合、改定日以降は改定後の規約を適用し、廃止日以降はこの規約の適用を終了します。
2. この規約に特に定めのない事項については、約款の規定により取り扱うものとします。

附則

第1条（適用）

1. この規約は平成17年12月26日より適用します。
2. この規約は平成15年10月1日以降に利用申込をしたカード利用者についても、カード利用者から特段の申し出がない限り、平成17年12月26日より適用するものとします。